

滋賀県介護施設等開設準備経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、滋賀県地域医療介護総合確保基金を財源として、介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、介護施設等の開設時や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設から介護医療院への転換の際に必要な初度経費（設備経費、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、介護施設等の新規開設または既存施設の定員増に係る次の事業とし、対象施設等および対象経費は別表に定めるとおりとする。

(1) 県補助対象事業

介護施設等を設置する民間事業者が当該施設等の開設準備を行う事業

(2) 市町補助事業

介護施設等を設置する民間事業者が当該施設等の開設準備を行う事業（以下「市町補助対象事業」という。）に対して、県から交付された補助金を財源の全部または一部として市町が補助する事業

(3) 市町実施事業

市町が設置する介護施設等の開設準備に要する経費に、県から交付された補助金を財源の全部または一部として充てる事業

2 次に掲げる場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 平成26年度以前から開始している施設整備に伴う事業である場合

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる場合

(補助金の交付額)

第3条 この補助金の交付額の算定にあたっては、別表の第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、交付申請書（別紙様式第1号）により知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は次のとおりとする。

(1) 県補助対象事業

民間事業者が実施する事業（県補助対象事業）に対し知事が補助金を交付する場合

ア 県補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 県補助対象事業を中止し、または廃止（一部の中止または廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ウ 県補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 県補助対象事業により取得し、または効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具およびその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

カ 県補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 県補助対象事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。

ク 県補助対象事業者は、県補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を県補助対象事業の完了の日（県補助対象事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方およびその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 事業者が県補助対象事業を行うために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行うことに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

カ 県補助対象事業者がアからコにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

(2) 市町補助事業

市町が民間事業者の実施する事業（市町補助対象事業）に対して補助する事業（市町補助事業）に対し知事が補助金を交付する場合

ア 市町補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

イ 市町補助事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- ウ 市町補助事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 市町補助事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町補助事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書および証拠書類を市町補助事業の完了の日（市町補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- オ 市町が市町補助対象事業に対してこの補助金を財源の全部または一部として補助金を交付する場合には、市町補助対象事業を実施する者（以下「市町補助対象事業者」という。）に対し、次の条件を付さなければならない。
- （ア）市町補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町長の承認を受けなければならない。
- （イ）市町補助対象事業を中止し、または廃止（一部の中止または廃止を含む。）する場合には、市町長の承認を受けなければならない。
- （ウ）市町補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または市町補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町長に報告してその指示を受けなければならない。
- （エ）市町補助対象事業により取得し、または効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具およびその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町長の承認を受けずに、この市町補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- （オ）市町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市町に納付させることがある。
- （カ）市町補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産については、市町補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- （キ）市町補助対象事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町に報告しなければならない。また、市町長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市町に納付させることがある。
- （ク）市町補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を市町補助対象事業の完了の日（市町補助対象事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- （ケ）市町補助対象事業を行うために締結する契約の相手方およびその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- （コ）事業者が市町補助対象事業を行うために必要な調達を行う場合には、市町の助成を受けて行うことに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

- (サ) 市町補助対象事業者が(ア)から(コ)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を市町に納付させることがある。
- カ オにより付した条件に基づき、市町が承認または指示する場合には、あらかじめ知事の承認または指示を受けなければならない。
- キ オの(オ)または(キ)の条件により、市町補助対象事業者から財産処分による収入または補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の納付があった場合には、その納付額の全部または一部を県に納付させることがある。
- ク オの(サ)により市町補助対象事業者から市町へこの補助金の全部または一部の納付があった場合には、その納付額の全部または一部を県に納付させることがある。
- (3) 市町が実施する事業(市町実施事業)に対し知事が補助金を交付する場合
- ア 市町実施事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- イ 市町実施事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ウ 市町実施事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 市町実施事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具およびその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この市町実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- カ 市町実施事業により取得し、または効用の増加した財産については、市町実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- キ 市町実施事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町実施事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書および証拠書類を市町実施事業の完了の日(市町実施事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ク 市町実施事業を行うために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行うことに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- ケ 市町がアからクにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助申請者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合は、別紙様式第1号の2により申請書を知事に提出するものとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事の要求があったときは、速やかに実施状況を知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する補助金の実績報告は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日(補助事業の中止または廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日)または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書(別紙様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付の請求は、補助金交付請求書(別紙様式第4号)により行うものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いとすることができる。

(標準事務処理期間)

第11条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 規則第13条の規定による額の確定は、第5条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第12条 知事は、規則またはこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項はその都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月17日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。

(別表)

1 区分	2 交付基礎単価	3 単位	4 対象経費
定員 30 名以上の広域施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
・ <u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	839 千円	定員数	
・ 訪問看護ステーション（大規模化サテライト型事業所の設置）	4,200 千円	施設数	
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
・ <u>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	839 千円	定員数	
・ 認知症高齢者グループホーム		※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
・ 小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000 千円		
介護医療型医療施設の転換整備に必要な経費			
・ 介護医療院	219 千円	定員数 (転換床数)	

※ 対象経費の算定期間は、当該施設等の開設前の 6 か月間を上限とする。